## テキスト修正点一覧

(2020年2月10日時点)

7- /lump	M	(2020年2月10日時点)
スライド番号	修正前	修正後
10	(2)関連意匠制度の拡充	(2)関連意匠制度の拡充
	・本意匠の出願から 10 年を経過する日前までであ	・基礎意匠の出願から 10 年を経過する日前までであれ
	れば出願可	ば出願可
	(これまでは8か月程度)	(これまでは8か月程度)
23	TC+1+2年の一人+++++2045かり+>	・ ある用途及び機能を果たすための部分や、形態的なまと
	形状等の一体性も機能的な一 体性も認められない場合	まりを有する部分を「その他の部分」とした場合を追記
	例:「自転車」	・事例の差替え(自転車を削除→シャープペンシル追加)
		ある用途及び機能を果たすため の部分や、形状等のまとまりを 有する部分を「その他の部分」と したものである場合 例:「シャーブペンシル」
55,98,125	(d)素材の単純な変更	(d)素材の単純な変更によって生じる形状等の変更
56		事例の修正(線図→CG)
	公知恵匠: 両手なべ 公知恵匠: 片手なべ   ★  出願庖匠: 両手なべ  ※滋郷の都合上、腕帯の記載事項及びでの他の窓は省際小上。	会知意医:两手なべ 会知意医:片手なべ 会知意医:两手なべ 会知意医:两手なべ (出版意医:两手なべ (光説明の都会上、新春の記載事項及びその他の回は客物。た。
57,59,60	よく見られる改変	軽微な改変
58	【事例1】「キーホルダー」	【事例1】「キーホルダー」
	   出願意匠:包装用容器	   出願意匠:キーホルダー
70	※一番下の記載	"のみ"を削除
	(関連意匠にのみ類似する意匠も関連意匠とする	   (関連意匠に類似する意匠も関連意匠とすることができ
	   ことができる)	a)
85	※2段落目	審査官は、建築物の意匠を審査する際、基本的には、各
	審査官は、建築物の意匠を審査する際、基本的に	登録要件の審査基準に従い、物品の意匠や画像の意匠と
	は、各登録要件の審査基準に従い、物品の意匠や	共通した審査を行います。
	画像の意匠と共通した審査を行います。	

## 89 以下の記載を追加 建築物の意匠ごとの出願(図面等に複数の構成物が表されている場合の判断) (1) 図面等に複数の構成物が表されている場合であっても、社会通念上それら全ての構成物が一の特定の用途及び機能を 果たすために必須のものである場合は、一の建築物であると判断(例:中央で分離した可動橋) (2) 当該結びつきが強固ではない場合(注)であっても、以下に該当する場合は一意匠として取り扱う。 ①近接して建設することを考慮して形態上の関連性を持たせるなど、一体的に創作がなされた場合 ②社会通念上一体的に実施がなされ得るものである場合(例:学校の校舎と体育館、複数の棟からなる商業用建築物) (注) 人が内部に入り、一定時間を過ごすという共通性のみがある場合など (3) 一の用途及び機能を果たすための結びつきが何ら認められない場合、二以上の建築物と判断(例:住宅と電波塔) 建築物または土地に固定したもの等が表されている場合の扱い 社会通念上、建築物又は土地に継続的に固定し任意に動かさない、建築物に付随する範囲内の物品については、建築物の **意匠の一部を構成するものとして取り扱う**(例:ウッドデッキ、門柱、敷設ブロック) 植物や石等の自然物であって、建築物又は土地に継続的に固定するなど、位置を変更しないものであり、建築物に付随する **範囲内のものについても、建築物の意匠の一部を構成するものとして取り扱う**(例:建築物の外壁に固定したグリーンウォール、 建築物の床面に固定するなど、位置を変更しないプランター内の植物、ホテルに付随する前庭の植物) 95 当該記載を削除 ※下から8行目 他方、土木構造物については、様々な固有の用途 を持つものが存在することから、「住宅」等と用途及び 機能が類似しないと判断される場合も考えられる。 ※下から5行目 土地に定着する不動産であるか否かとの点において 異なるものの、 98 (g) 物品等の枠を超えた構成の利用·転用: 既 (q) 物品等の枠を超えた構成の利用・転用:既存の 存の様々なものをモチーフとし、ほとんどそのままの形 様々なものをモチーフとし、ほとんどそのままの形状等で種々 状等で種々の物品に利用・転用することをいう。 の建築物に利用・転用することをいう。 99,147 下部の※印の記載 着想や独創性 着想の新しさや独創性 ※枠内最下段 各事例の記載を右記に修正 102 ①物品の機能を確保するために必然的に定まる形状のみ からなる「パラボラアンテナ」の内面側部分のみについて意匠 登録を受けようとする意匠(必然的意匠) ②物品の互換性確保等のために標準化された規格により 定まる形状からなる「磁心」の意匠(準必然的意匠) ①建築物の用途により必然的に定まる形状のみからなる 「ガスタンク」の球形状の本体部分のみについて意匠登録を 受けようとする意匠)(必然的意匠) ②標準化された規格により 定まる形状からなる「プラットホーム」の点字ブロックのみを意 匠登録を受けようとする部分とした意匠(準必然的意 厉) 103 ※4 段落目 審査官は、建築物の意匠を審査する際、基本的には、各 審査官は、内装の意匠を審査する際、基本的には、 登録要件の審査基準に従い、審査を行います。 各登録要件の審査基準に従い、物品の意匠や建築 物、画像の意匠と共通した審査を行います。 105 ※一番下の記載 上記の要件を満たすものである場合は動産を含みます。 ・ 上記の要件を満たすものである場合は動産を含み (例:客船、各種の車両、旅客機 など) ます。(例:客船、鉄道車両、旅客機 など)

116	(2)図面に複数の空間が表されている場合	(2)図面に複数の空間が表されている場合
	空間を仕切る壁等が透明の場合などをふまえ、	審査官は、意匠登録出願の願書に添付された図面等
	右記のとおり修正	   において表されたものが、一の内装の意匠に該当するか否
		   かを判断する際は、当該内装の意匠が、一の空間に係るも
		   のであるか否かとの観点から検討する。 一の意匠として一の
		   出願に含めることができるのは、原則として、内装の意匠
		│ │が、空間を仕切る壁等により分断されることのない、物理的
		   に一続きの一の空間に係るものである。よって、審査官は、
		   物理的に分断された二以上の空間を含むものである場合
		   は、原則として一の内装の意匠に該当しないと判断する。た
		   だし、空間を仕切る当該壁等が、例えば透明であるなど、
		   視覚的に一続きの空間と認識される場合等は、一の空間
		として取り扱う。
		このような空間に係るものであれば、例えば、オフィス空
		   間内に休憩用のカフェ部分などが従属的に併設されている
		   もののように、その内方に複数の用途を持つ部分が含まれて
		いてもよい。
		また、審査官は、二以上の空間を含むものであっても、
		   それらの空間の用途に共通性があるとともに、形状等が一
		   体的に創作されたものと認められる場合は、一の内装の意
		匠として取り扱う。
118	※上の枠内 上から3点目	・ オフィス空間に併設しているカフェなど、一の空間内におい
	・ オフィス空間に併設しているカフェなど、複数の用途	て複合的な用途を持つ内装については、「意匠に係る物
	を含む内装については、「意匠に係る物品」の欄に	品」の欄に、主たる内装の用途、又は各用途に主従関係
	主たる用途を記載し、その他の用途については、「意	がない場合は当該施設自体の用途を記載し、当該内装の
	匠に係る物品の説明」欄において説明してください。	各具体的な用途については、「意匠に係る物品の説明」の
		欄において説明してください。
121	※下の枠内右側	「オフィスの執務室の内装」
	出願意匠「オフィスの内装」	
127	※右上 物品等の枠を超えた構成の利用・転用によ	"著名な"→"公知の"に修正
	る意匠の例	例 1 公知の漫画に登場する部屋の内装をそのまま表した
	例 1 著名な漫画に登場する部屋の内装をそのまま	もの
	表したもの	例 2 公知のおもちゃの家の部屋の内装をそのまま表したも
	例 2 著名なおもちゃの家の部屋の内装をそのまま表	o o
	したもの	
131	※上の枠内(1)画像意匠	「アイコン用画像」
	「アイコン用画像」	(クリックするとソフトウェアが立ち上がる操作ボタン)
	(※操作ボタンを兼ねる場合)	
135	※ページ中央	当該記載を削除
	「画像が関連する機器等の機能とは関係がなく、ま	
	た、機器等の付加価値を直接高めるものではないこ	
	とから、」	

145	※左から2番目の事例 出願の意匠	【意匠に係る物品等の説明】
	「会議室選択用画像」	(略) 複数の縦長四角形状部は各会議室を表した会
	【意匠に係る物品等の説明】	議室を選ぶための図形であり、押すことで当該会議室の予
	(略)複数の縦長四角形状部は各会議室を表し	約状況を表す画面が表示される。
	た会議室選択ボタンであり、押すことで当該会議室	
	の予約状況を表す画面が表示される。	
182,183	右記の記載を追加	※意匠法第 10 条第 2 項又は第 8 項の規定が適用され
		る場合は新規性等の拒絶理由とならない
		・なお、公開意匠 A が意匠法第10条第2項又は同第
		8項の規定の適用がなされるものである場合は、意匠登録
		出願 A 'の新規性及び創作非容易性の判断の基礎となる
		資料から除外する。